

○県中都市計画郡山下水道事業受益者負担金減免基準について

平成29年4月1日

郡山市上下水道局告示第103号

県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年郡山市条例第26号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づく負担金の減免基準を次のとおり定める。

対象	減免できる率 (パーセント)	根拠条項
1 宗教法人法（昭和26年法律第126号）及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による墓地等に係る受益者 (1) 墓地 (2) 境内地（宗教法人として登録されたもので管理人等が住居に使用する建物敷地を除く。）	100 50	条例第10条第2項第6号
2 公道から公道に通ずるために設けられた私道で公衆の用に供している通路	100	条例第10条第2項第6号
3 国又は地方公共団体以外の者の所有に係る池、沼、遊園地その他不特定多数人の自由使用に供されている土地	100	条例第10条第2項第6号
4 東日本旅客鉄道株式会社鉄道用地 (1) 線路用地 (2) 構内地 (3) 駅前広場	50 30 100	条例第10条第2項第6号
5 送電線鉄塔用地	100	条例第10条第2項第6号
6 崖状で使用不能と認めた土地	100	条例第10条第2項第6号
7 距離的減免 布設する下水管きよからの距離 50メートル以上100メートル未満	10	条例第10条第2項第6号

100メートル以上150メートル未満	20
150メートル以上200メートル未満	30
200メートル以上250メートル未満	40
250メートル以上	50
8 国が直接公用に供し、又は供することが予定されている土地	条例第10条第2項第1号又は第2号
(1) 国立学校用地	75
(2) 国立社会福祉施設用地	75
(3) 警察法務収容施設用地	75
(4) 一般庁舎用地	50
(5) 国立病院用地	25
(6) 有料の国家公務員宿舎用地	25
9 地方公共団体の所有又は使用に係る土地	条例第10条第2項第1号又は第2号
(1) 公立学校及び幼稚園用地	75
(2) 公立社会福祉施設用地	75
(3) 一般庁舎用地	50
(4) 地方公共団体が経営する企業用財産となっている土地	25
(5) 公舎	25
10 その他公共財産	条例第10条第2項第1号
図書館、公民館、体育施設及びこれらに準ずる施設の用地	50
11 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項に基づき設置された保育所に係る土地（管理者、職員等が住居に使用す	50 条例第10条第2項第6号

る建物敷地を除く。)		
12 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地（管理者、職員等が住居に使用する建物敷地を除く。）		75 条例第10条第2項第6号
13 道路、公園等の公共の用に供することが予定されている土地に係る者		100 条例第10条第2項第3号
14 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により支援給付を受けている者		100 条例第10条第2項第4号
15 下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した者	上下水道事業管理者が定める率	条例第10条第2項第5号
16 消防施設用地 郡山市消防団設置条例（昭和40年郡山市条例第92号）第2条に規定する消防団が消防用備品を格納する建物その他の工作物の設置のため使用している土地		100 条例第10条第2項第6号
17 前各項に定めるもののほか、上下水道事業管理者が特に負担金の減免をする必要があると認められたもの	上下水道事業管理者が定める率	条例第10条第2項第6号